

事 務 連 絡

令和2年7月27日

高压ガス保安協会 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第3条及び第4条に基づく「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」における措置について

令和2年7月に発生した「令和2年7月豪雨」について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第2条に基づき、「特定非常災害」として政令で指定されました。

これに伴い、別添のとおり、法第3条及び第4条に基づき「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）における各種期限を延長する措置を行いますので、ご連絡致します。

なお、別添に掲げた項目以外について、措置の検討が必要なものがありましたら、随時下記の担当者までご連絡頂けますよう、お願いいたします。

<担当者の連絡先>

(部局) 経済産業省産業保安グループガス安全室

(電話) 03-3501-1672

(メール) [lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp](mailto:lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp)

## ■法第3条関係

措置名	保安機関の認定の有効期間及び更新期限の延長
根拠法(条項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項</li> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項及び第2項</li> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第6条</li> </ul>
現行法で定められた満了日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有効期間 保安機関の認定を受けた日から5年</li> <li>●更新期限 認定の満了する30日前まで</li> </ul>
適用地域	内閣府(防災担当)公表の災害救助法適用市町村
適用期間	令和2年7月豪雨による災害に際し災害救助法(昭和22年法律第108号)が適用された日以降に更新期限を迎える者について、その期限を令和2年12月28日まで延長する。
措置の内容	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスに係る保安業務を行う「保安機関」について、経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けた上で、5年に1度、認定の更新を受ける必要がある。</p> <p>今般の令和2年7月豪雨の発生に伴い、被災した保安機関が、期限までに更新ができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p> <p>次回の保安機関の認定日は、前回の指定日(前回の保安機関の認定日から5年)を基準とすることとする。</p>
担当者連絡先	<p>(部局) 産業保安グループ ガス安全室</p> <p>(電話) 03-3501-1672</p> <p>(メール) lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp</p>

## ■法第4条関係

措置名	充てん事業者の保安検査の期限延長
根拠法（条項）	●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の6第1項 ●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条
現行法で定められた履行期限	1年に1回実施
適用地域	内閣府（防災担当）公表の災害救助法適用市町村
適用期間	令和元年台風第19号による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を令和2年12月28日まで延長する。
措置の内容	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスに係る災害の発生を防止するため、液化石油ガスの充てん事業者が所有する充てん設備について、各都道府県が実施する保安検査を1年に1回受ける必要がある。 今般の令和2年7月豪雨の発生に伴い、被災した液化石油ガスの充てん事業者が、期限までに保安検査を受けることができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。
担当者連絡先	（部局）産業保安グループ ガス安全室 （電話）03-3501-1672 （メール）lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp